

令和3年9月10日付け県公報第243号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
- 2 作業の種類  
公共測量（2級・3級・4級基準点測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和3年9月6日から令和3年12月24日まで  
変更後 令和3年9月6日から令和4年1月4日まで
- 4 作業地域  
沼津市下河原地区